

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【公開番号】特開2006-192268(P2006-192268A)

【公開日】平成18年7月27日(2006.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2006-029

【出願番号】特願2006-1975(P2006-1975)

【国際特許分類】

A 6 3 B 37/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 37/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月5日(2009.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

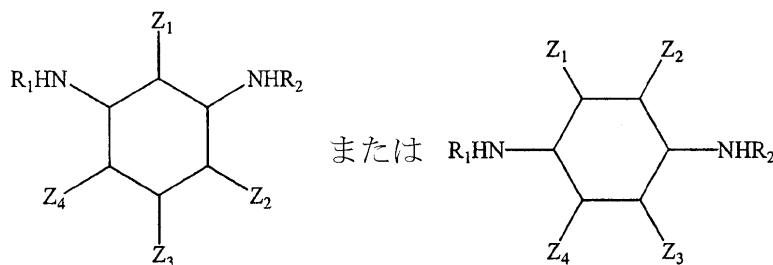
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コアおよびコアの回りに配された少なくとも1つの層を具備するゴルフボールにおいて、上記層が、つぎの構造式のいずれかを有する少なくとも1つのポリアミンを有する配合物から製造される材料を有し、

【化1】



ここで、R1およびR2は同一または異なるラジカルであって、水素または約1-60の炭素原子の有機ラジカルを有するもの；

Z1、Z2およびZ4は同一または異なるラジカルであって、ハロゲンまたは約1-60の炭素原子の有機ラジカルを有するもの；

Z3は水素、ハロゲン、または約1-60の炭素原子の有機ラジカルである、

R1、R2、Z1、Z2、Z3、およびZ4の少なくとも1つがシクロペンチルまたはシクロヘキシル基を有することを特徴とするゴルフボール。

【請求項2】

上記層は外側カバー層である請求項1記載のゴルフボール。

【請求項3】

上記層は、上記コアおよび外側コア層の中間層である請求項1記載のゴルフボール。

【請求項4】

上記層の厚さは0.005インチから0.125インチである請求項1記載のゴルフボール。

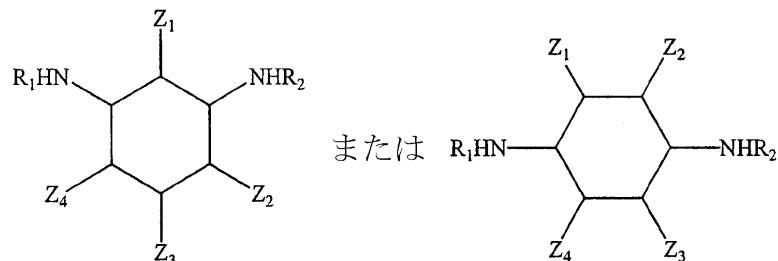
【請求項5】

上記層の硬度は、20から80ショアDである請求項1記載のゴルフボール。

【請求項6】

コアおよびコアの回りに配された少なくとも1つの層を具備するゴルフボールにおいて、上記層が、つぎの構造式のいずれかを有する少なくとも1つのポリアミンを有する配合物から製造される材料を有し、

【化17】



ここで、R1およびR2は同一または異なるラジカルであって、水素または約1-60の炭素原子の有機ラジカルを有するもの；

Z1、Z2およびZ4は同一または異なるラジカルであって、ハロゲンまたは約1-60の炭素原子の有機ラジカルを有するもの；

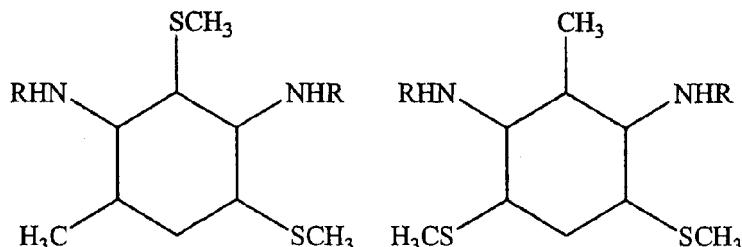
Z3は水素、ハロゲン、または約1-60の炭素原子の有機ラジカルである、

R1、R2、Z1、Z2、Z3、およびZ4の少なくとも1つが、-SCH3であることを特徴とするゴルフボール。

【請求項7】

上記ポリアミンはつぎの構造式の1つを有する請求項6記載のゴルフボール。

【化18】



ここで、Rは同一または異なるラジカルであって、水素、直鎖または枝分かれのC1-C6アルキル基、プロパンニトリル基、またはマレート基を有する。